

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

【解説】

- ・消費者安全法（以下「法」といいます。）が改正され、消費生活センターを設置している市町村はその組織及び運営等について条例で定めるものとされたことにより、必要な事項を定めています。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び住所
- (2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

【解説】

- ・消費生活センターの名前と設置場所及び相談日時を定めるとともに、設置、変更した場合は公示することを定めています。

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行う者は、消費生活センターに関する事務を主管する課長及び職員をもって充てる。

【解説】

- ・消費生活センターを事業としてとらえ、その事業に必要な者は「消費生活センター長及び事務職員」であり、業務を担う者は「消費生活センターに関する事務を主管する課長及び職員」として整理します。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

**【解説】**

- ・法に定める資格試験に合格した者を消費生活相談員として位置づけることで、資格を持った者が消費生活センターにおける相談やあっせんを行うものと明確化しています。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

**【解説】**

- ・消費生活相談員が消費生活相談に関する専門職であることが明確にされたことから、その職務と能力に見合った適切な処遇を講じることを定めています。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 市長は、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

**【解説】**

- ・消費生活相談員の資質の向上を図るため研修の機会を確保することを定めています。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

【解説】

- ・消費生活相談等の事務の実施により得られた情報は機密性の高い情報が含まれているため、情報の安全管理を確実にを行うことを定めています。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを示しています。具体的には「大和市消費生活相談員設置規則」を定めています。